
○「企業・在留邦人向け安全対策セミナー」の開催について

○国際郵便物の遅配について

○「企業・在留邦人向け安全対策セミナー」の開催について

4月19日、BJA（日白協会兼商工会議所）、日本人会及びブラッセル日本人学校、更にベルギー側からは内務省及びブリュッセル警察の協力を得て、「企業・在留邦人向け安全対策セミナー」を開催することになりました。詳細はこちら

(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/ryojibu_120328.pdf

)をご覧ください。

○国際郵便物の遅配について

b p o s t（ベルギー郵便）によれば、EU司法裁判所の決定に基づき、ベルギー政府はTVA（付加価値税）関連法の修正を行い、本年1月より、郵便サービスの一部についてTVAが課せられることになりました。

また、郵便物の通関にかかる業務の一部を郵便局が行うこととなったため、これらの制度変更に伴い日本を含めた外国からの小包等の郵便物の処理に相当の時間を要している模様ですので、荷物の送付依頼をされる際は十分ご注意ください。

・ b p o s t 関連サイト（仏語、蘭語、独語）：

制度変更FAQ：http://www.bpost.be/site/fr/postgroup/corporate_governance/vat.html

コンタクト先：<http://www.bpost.be/site/fr/postgroup/aboutus/contact/index.html>

なお、EMS等の郵便物を送付する際に記入する税関告知書（CN23又はCN22）には、内容物を正確に記入する必要があるため、記入漏れや虚偽の記入があった場合には、通関時、予想外の関税がかかったり通関不可のため返送となるようなトラブルとなりますのでご注意ください。